

大沢スマイルバス・自家用有償旅客運送事業<概要>

1. 根拠法令

道路運送法第 78 条第 1 項 2 号

2. 運営主体等

(運行主体・運行事業者) 一般社団法人神戸活性化支援機構

(地 域) 大沢町地域事務局

(行 政) 神戸市

※国への申請は、一般社団法人神戸活性化支援機構が行う。

※一般社団法人神戸活性化支援機構、大沢町地域事務局、市との関係は、「覚書」で役割分担を取り交わす。

※神戸市地域コミュニティ制度活用 (補助率 75%)。



3. 運行開始時期

2026年4月1日 (水)

4. 運行形態

区域 (大沢町～イオン神戸北～岡場駅)・デマンド運行

(運行車両)

ハイエース1台 (乗車定員10名)



